

「くまもと再発見の旅」事業 地域限定クーポン 取扱要領

(2022年7月7日改訂)

1. 「くまもと再発見の旅」事業 地域限定クーポンの概要

(1) 地域限定クーポンの事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大きく落ち込んだ県内の観光産業の早期回復に向け、「くまもと再発見の旅」事業を活用し、宿泊又は日帰り旅行に参加する熊本県民に地域限定クーポンを配布し、裾野が広い観光産業を支援し、県経済の回復の後押しを図る為に実施する。

(2) 地域限定クーポンの概要

① 名称	「くまもと再発見の旅」事業 地域限定クーポン
② 発行者	熊本県観光連盟
③ 発行券種	紙クーポン：1,000円券のみ（電子クーポンやその他額面の券種はなし）
④ 付与対象 付与金額	「くまもと再発見の旅」事業を利用する、一人あたり税込6,000円以上の宿泊もしくは日帰り旅行商品の購入者に対し、2,000円分（1,000円券×2枚）の地域限定クーポンを付与。 ※ 基準価格は、元値（「くまもと再発見の旅」事業による割引前の価格）とする ※ 日帰り旅行の基準価格は、基本旅行代金とする（オプション等は対象外） ※ 対象となる宿泊プラン・日帰り旅行の規定については、割引事業の規定に準じる ※ 宿泊数制限及び利用回数制限は設けない
⑤ 付与対象期間 利用可能期間	くまもと再発見の旅 地域限定クーポン 公式ホームページにてご確認ください 公式ホームページ URL： https://kumamoto-coupon.jp/ ※ 本事業は、感染状況が国の示す「感染ステージ 2 相当」以下の状況での実施を予定。但し、「感染ステージ 2 相当」以下の状況であっても、行政の判断により、地域限定クーポンの配布及び利用を停止する場合がある。 ※ 予算の上限に達した場合や GoTo トラベル事業が再開した場合は、地域限定クーポンの配布を停止する場合がある。
⑥ 利用可能エリア	熊本県内
⑦ 利用可能店舗	「くまもと再発見の旅」地域限定クーポン事務局の登録を受けた店舗・施設等（土産物店や飲食店等、観光施設、アクティビティ、交通機関等を含む）
⑧ 配布方法	宿泊施設（チェックイン時に配布）または宿泊プラン・日帰り旅行申し込みの旅行会社（旅行代金支払い時から旅行当日までの間に配布）

(3) 地域限定クーポンの取扱に関する留意事項

- ・ 地域限定クーポンは商品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能
- ・ 地域限定クーポンと現金の交換は禁止
- ・ 地域限定クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない
- ・ 地域限定クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する
- ・ 地域限定クーポンを利用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金は不可
- ・ 地域限定クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、発行者及び事務局は責を負わない
(地域限定クーポンの盗難・紛失・滅失等については、損害賠償責任が発生する場合がある)
- ・ 地域限定クーポンの交換はできない

(4) 地域限定クーポンの利用対象とならない商品等

観光産業における消費を喚起するという制度趣旨に鑑み、以下の商品等については、地域限定クーポンの利用対象としない。

区分	事例
行政機関等への支払い	<ul style="list-style-type: none">・ 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課・ 社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等）・ 宝くじ（各種宝くじ、toto、BIG、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ5等）・ その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等） ※ ただし、運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象
日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none">・ 電気、ガス、水道、電話料金等・ NHK放送受信料・ 不動産賃料・ 駐車場の月極・定期利用料 ※ コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象・ 保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）
換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none">・ 金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等）・ プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等・ 金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 熊本県内でサービスが完結しないもの（宅配等の配送サービスは対象）・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等・ 授業料、入学検定料、入学金等 ※ アクティビティのガイド料等は対象・ 宿泊代金又は旅行商品の代金ならびにキャンセル料・ 既存の債務の弁済・ 各種サービスのキャンセル料・ 電子商取引・ 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの・ 公序良俗に反するもの・ 社会通念上不相当とされるもの・ その他各取扱店舗が指定するもの

2. 地域限定クーポン取扱店舗の募集

(1) 参加条件

- ① 「地域限定クーポンの取扱いに係る取扱店舗の責務等」（後述）を果たし、事務局の指示に基づき地域限定クーポンを適切に取り扱うことのできる者であって、且つ、「感染症拡大防止策に係る取扱店舗の責務等」（後述）を果たし、感染拡大防止策を徹底する者（熊本県内において事業を実施している者に限る）。
- ② 飲食店にあつては、事務局への誓約書（様式-3）の提出、及び「熊本県感染症防止対策認証制度」の認証を受けた者に限る。
- ③ 上記①ならびに②の要件を満たす者であっても、次に掲げる者は除く。
 - 1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
 - 2) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - 3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者。
 - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ④ 次に掲げる営業を営む店舗でないこと。
 - 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の許可・届出の対象となる営業（同法第 33 条第 6 項の酒類提供飲食店営業を除く。）を営む店舗。
 - 2) 地域限定クーポンの利用対象とならない商品のみを取り扱う店舗。
 - 3) カラオケ、ライブハウス。（カラオケは、カラオケの機器を利用しないことが明確にされている場合はこの限りではない）

(2) 地域限定クーポンの取扱いに係る取扱店舗の責務等

地域限定クーポンの取扱店舗（事務局の登録を受けて地域限定クーポンを取り扱う店舗をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 事務局が別途提供する取扱店舗用マニュアルに基づき、地域限定クーポンと引換えに商品等の提供を行う。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。
- ② 取扱店舗であることが明確になるよう、事務局支給のステッカーを旅行者から見えやすい場所に掲示する。
- ③ 地域限定クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認する。
 - 1) 地域限定クーポンの有効期間
 - 2) クーポンの取扱店舗控が切り離されていないこと
 - 3) 地域限定クーポンの偽造・変造・模造の有無
 - 4) 提供しようとする商品等が「地域限定クーポンの利用対象とならない商品」に該当しないこと
- ④ 有効期間外の地域限定クーポン、他の都道府県の地域限定クーポンは、受け取りを拒否する。
- ⑤ 取扱店舗控が切り離されたクーポンは、受け取りを拒否する。
- ⑥ デザインや色合いが明らかに違うことや偽造防止加工の確認等により偽造された地域限定クーポンと判別できる場合等は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局及び警察へ通報する。
- ⑦ 地域限定クーポンを現金と交換しない。
- ⑧ 地域限定クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。地域限定クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。

- ⑨ 地域限定クーポンを利用して購入した商品等の返品の際に返金をしない。
 - ⑩ 商品等の対価として受け取ったクーポンは、再流通を防止するため、有効期間が記載されている部分（以下「本券部分」という。）と取扱店舗控を都度切り離し、本券部分を換金用伝票とともに事務局の指定する場所へ送付するものとし、取扱店舗控を入金確認が完了するまで保管する。
 - ⑪ 取扱店舗で独自に地域共通クーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、予め旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。
 - ⑫ 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合又は地域限定クーポンの使用上限額を定める場合は、予め旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。
 - ⑬ 有効な地域限定クーポンを提示した旅行者に対し、地域限定クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等、地域限定クーポン利用者に不利となる差別的取扱いを行わない（⑪と⑫に記載の場合を除く）。
 - ⑭ 取扱店舗は、有効な地域限定クーポンを利用しようとする旅行者から地域限定クーポンの利用に関し苦情又は相談を受けた場合、取扱店舗と地域限定クーポン利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
 - ⑮ 取扱店舗が旅行者の不正利用を知り得ながら地域限定クーポンを受け取ること、旅行者に不正を促すこと等により取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は調査が完了するまで当該取扱店舗における地域限定クーポン精算代金の支払いを保留することができるものとする。また、取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取った地域限定クーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還する。
 - ⑯ 飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の取得後、認証の取消により、県からクーポンの給付金の返還を命じられた場合は、事務局へ当該金額を返還する。
 - ⑰ 偽造・変造・模造等された地域限定クーポンによる換金請求がされ、事務局が地域限定クーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、取扱店舗はこれに協力する。また、取扱店舗は、事務局から指示があった場合又は取扱店舗が必要と判断した場合には、取扱店舗が所在する所轄警察署等に被害届を提出する。
- ※ 地域限定クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、発行者は責を負わない。

(3) 感染症拡大防止策に係る取扱店舗の責務等

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① **業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。**
- ② 熊本県作成「感染防止対策チェックリスト」記載事項を遵守するとともに、熊本県感染防止対策ステッカーを施設入口等に掲示すること。
- ③ 行政からの要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定に基づく営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、行政からの要請があった場合は、それに従うこと。
- ④ 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合には、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと。

(4) 申請から登録まで

- ① 取扱店舗となることを希望する者は、本取扱要領及び取扱店舗同意書（別紙）に同意の上、公式ホームページよりオンラインにて申請すること。（郵送による申請は受け付けておりません）

公式ホームページ URL : <https://kumamoto-coupon.jp/>

※ フランチャイズ店については、フランチャイズ本部を一事業者として、加盟店をとりまとめて登録申請を行うことができる。その他、商店街、大型商業施設等においては、希望する場合には、商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなど、複数の法人・団体・個人事業主をとりまとめて登録申請を行うことができる。

※ 既に宿泊事業者として本事業の参加登録を行った者の運営する宿泊施設内に土産物店、飲食店等がある場合にあつては、これらの店舗を地域限定クーポン取扱店舗として登録することができる。（宿泊事業者としての本事業の登録を行っていたとしても、別途、地域限定クーポン取扱店舗としての登録が必要）

【申請に必要な書類】

- ・ 口座情報が確認できる書類（通帳の写し）
- ・ 熊本県内で事業を行っていることを公的に証明できる書類（開業届、確定申告書、納税証明書、業種に係る許可証等の公的機関から発行される書類の写し）
- ・ 誓約書（飲食店のみ）（様式 3）

② 申請期間

準備でき次第（受付終了時期未定）

③ 登録

登録審査を経て、申請内容が参加条件を満たす場合は、取扱店舗として登録する。登録完了次第、事務局よりスターキット（取扱店舗用マニュアル、取扱店舗掲示用ステッカー、換金用伝票、換金請求用封筒）を登録された住所に送付。尚、審査終了後、公式ホームページへの掲載をもって、登録完了通知とする。

尚、飲食店にあつては、事務局への誓約書（様式-3）の提出（郵送）、及び「熊本県感染症防止対策認証制度」の認証を取得していることの実確認が出来た後の登録とする。

④ 登録の取消等

事務局は、必要に応じて取扱店舗（取扱店舗からの換金請求をとりまとめるフランチャイズ本部その他の者を含む。）から報告を求め、また、立入調査を行うことができる。事務局は、申請内容に虚偽等があった場合、取扱店舗が本取扱要領・同意書・誓約書（飲食店のみ）の規定に違反した場合、地域限定クーポンの取扱に関する事務局による指示に違反した場合、GoTo トラベル事業や GoToEat キャンペーン事業の登録を取り消された場合（飲食店においては、熊本県感染防止対策認証店の認証を取り消された場合を含む）、その他の取扱店舗として適切でないと事務局が判断する場合には、取扱店舗としての登録を取り消すと同時に、事業者名を公表し、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。登録が取り消された場合には、以後、地域限定クーポンの取扱を行うことができない。直ちに、取扱店舗に掲示している地域限定クーポンのステッカーを取り外し、地域限定クーポンに関する配布物一式を事務局へ返還するものとする。尚、不正に給付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となり得る。

⑤ その他留意事項

- 1) 取扱店舗の情報（名称、所在地、電話番号、業種等）は「地域限定クーポンの使えるお店」として、「くまもと再発見の旅」事業公式ホームページ等に掲載する予定。
- 2) 地域限定クーポンの取扱、換金方法などの詳細については、取扱店舗用マニュアルを参照すること。
- 3) 本取扱要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録の取消を行う。その為に処理経費等が生じた際は、処理経費を請求する場合がある。
- 4) 本取扱要領に定めのない事項に関しては、熊本県・事務局がその都度対応を決定する。
- 5) 本事業用にデザインされた「地域限定クーポン」の肖像使用を含む広告知物の作成については、事前に事務局の承認が必要となる。
- 6) 取扱店舗は、取扱店舗としての地位を第三者に譲渡できない。また、事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できない。
- 7) 取扱店舗は、事務局が事前に承認した場合を除き、本取扱要領記載の業務の全部又は一部を第三者に委託できない。業務委託を承認した場合でも取扱店舗は本取扱要領に定める義務及び責任について免れない。
- 8) 取扱店舗は、登録内容に変更が生じた場合や登録の取消を希望する場合は、事務局に届け出ること。
- 9) 新型コロナウイルス感染症の感染状況、政府や熊本県の方針等により、本取扱要領の内容が変更される可能性がある。

(5) 地域限定クーポンの精算

商品の販売又はサービスの提供などの取引において地域限定クーポンを受け取った取扱店舗は、事務局に対し、換金を請求することができ、その方法については以下による。

- ① 取扱店舗は、事務局が配布する換金請求用封筒に、換金用伝票及び受け取った地域限定クーポンの本券部分（取扱店舗控は切り離して取扱店舗で保管）を同封し、事務局へ発送すること。郵送費用は事務局が負担する。換金は、地域限定クーポンの額面に相当する金額を登録された口座に振り込むことにより行う。振込手数料は事務局が負担する。
- ② 換金請求は、事務局が指定する月 2 回の締め日（必着）までに郵送されたものに限る。振込は、それぞれの締め日から 1 ヶ月以内に行う。但し、換金請求が一時期に集中した場合や換金請求時の送付内容や申請時の口座情報に不備等があった場合はこの限りでない。
- ③ 送付された地域限定クーポンの本券部分の枚数と換金用伝票に記載された枚数に差異が生じた場合は、「事務局に送付された地域限定クーポンの本券部分の枚数」を正として精算を行う。入金額に異議がある場合は、入金日から 1 週間以内に限って受け付ける。1 週間を過ぎてからの異議申し立てには原則として応じられない。
- ④ 地域限定クーポンの本券部分に有効期間の記載がない場合、換金できない。
- ⑤ 複数の店舗を持つ事業者は、原則として当該複数店舗分をとりまとめて換金請求を行うこと。
- ⑥ フランチャイズ店については、フランチャイズ本部を一事業者として、加盟店をとりまとめて換金請求を行うことができる。その他、商店街、大型商業施設等においては、希望する場合には、商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなど、複数の法人・団体・個人事業主をとりまとめて換金請求を行うことができる。（事務局においては、換金の請求のとりまとめに係る費用を負担しない）

3. 問い合わせ先

くもと再発見の旅 地域限定クーポン事務局

TEL : 096-312-1555 （受付時間：平日 9 時～17 時）

※ 土・日・祝日は休業となります